

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 崑水
滋賀県甲賀市水口町新城1

2. 指名停止措置期間

平成26年1月9日から平成26年4月8日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社崑水は、平成25年9月5日付けで中部森林管理局木曾森林管理署長と契約した「小木曾国有林保安林整備工事木曾6」の請負契約において、事業期間内での事業の完了が困難であることを理由に事業完成不能届を提出し、契約解除を申し出たため、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第2号により、平成25年11月28日付けをもって木曾森林管理署長より同契約の解除が行われた。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとして、中部森林管理局より3ヶ月間の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070